

21 町政企第 1353 号
2021 年 11 月 22 日

町田市いじめ問題調査委員会
委員長 相川 裕 様

町田市長 石阪 丈一

いじめ防止対策推進法第 30 条に基づく調査の実施について

「町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例第 1 条及び第 9 条に基づき、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第 30 条に基づく調査について、次の事項を諮問いたします。

- 1 対策委員会の調査内容の検証及び調査結果の評価
- 2 当該児童の自死にかかる事実関係の解明
- 3 自死に対する当該市立小学校及び町田市教育委員会の対応についての検証
- 4 当該市立小学校の ICT 教育の推進のあり方の検証
- 5 同種の事態の再発防止のために町田市及び町田市教育委員会が執るべき措置の検討

（諮問理由）

2020 年 11 月 30 日に、町田市立小学校に当時在籍していた女子児童が、自死するという重大事態が発生しました。

このことを受け、町田市教育委員会に設置されている町田市いじめ問題対策委員会が、2021 年 3 月 16 日から、法第 28 条に基づく調査を開始し、その結果をまとめた報告書を、同年 10 月 18 日に、町田市教育委員会から受け取りました。

その報告書には、当該児童の自死の原因については、いじめだけが原因ではない可能性があったとする言及があり、また、報告書に添付された資料の中には、いじめ以外の原因を強く示唆する資料がありました。

こうしたことから、あらためて当該重大事態の事実解明と、町田市及び町田市教育委員会の対応に関する検証が必要と判断し、法第 30 条に基づく調査を行うことを決定しました。

よって、法第 30 条に基づく調査を、町田市いじめ問題調査委員会に諮問します。